

提案書作成要領

1 業務の名称

令和8年度神奈川・横浜デスティネーションキャンペーンプロモーション業務

2 業務の内容

別紙「業務説明資料」のとおり

3 委託限度額

80,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）

4 参加資格

- (1) 神奈川県入札参加資格者名簿、横浜市一般競争入札有資格者名簿、公益財団法人横浜市観光協会賛助会員名簿、いずれかに登録がある者。
- (2) 神奈川県指名停止等措置要領及び横浜市指名停止等措置要綱の規定に基づく指名停止期間中ではない者。
- (3) 民事再生法及び会社更生法の規定による再生及び更生手続き開始の申し立てをした者、または再生及び更生手続き開始の申し立てをされた者に該当しないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
- (6) 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含まないこと。
- (7) 神奈川県暴力団排除条例第9条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、神奈川県が代表者及び役員の氏名等を神奈川県警察本部に対して照会を行うことについて同意できること。

5 参加手続き

本要領等の内容を了承し、本プロポーザルに参加する場合は、必ず「参加意向申出書」を提出してください。資格審査結果については申出者全員に通知します。

- (1) 提出書類 参加意向申出書
- (2) 提出期限 令和8年4月28日（火）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法 電子メール
- (4) 提出先 電子メール：kanagawa_kanko_dc.h468@pref.kanagawa.lg.jp

【※メール送信後、到着確認のため、必ず電話にてご一報ください。】
TEL：045-264-7980

6 質問の受付及び回答

提案書の作成について質問がある場合は、質問書を提出してください。質問内容及び回答については、参加資格を満たす者であることを確認した全員に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出書類 質問書（任意様式）
- (2) 提出期限 令和8年4月28日（火）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法 電子メール

【※電話等での問い合わせには応じません。質問内容が明確になるように記載内容は簡潔な文章のみとしてください。】

- (4) 提出先 5（4）と同じ
- (5) 回答日 令和8年5月1日（金）（予定）電子メールにより回答します。

7 提案書の内容

(1) 提出書類

書類名	様式
表紙	様式1(※)
法人の概要	様式2
業務実施体制・配置予定者の経歴等	任意様式
業務実施スケジュール	任意様式
本事業と同種、類似業務の取組実績	任意様式
DCガイドブックの制作	任意様式
DCポスターの制作	任意様式
公式サイトの運営・特集ページの制作	任意様式
動画の企画・制作	任意様式
著名人、インフルエンサー等を活用した情報発信	任意様式
その他のプロモーション	任意様式
追加提案	任意様式
見積書	任意様式(※)

(※)「様式1」、「見積書」は取り外せる状態にして提出してください。

(2) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

- ア 用紙の大きさは原則A4判とします。
- イ 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。
- ウ 文書を補完するため最小限のイメージ図・イラスト等の使用は可能です。
- エ 文字は注記等を除き原則として10ポイント程度以上の大きさとしします。

8 提案書の提出

(1) 提出書類

ア 提案書

- (ア)「様式1」のみ、提案者名(企業名等)を記載してください。
- (イ)「様式1」以外の書類に提案者名、関連企業名、ロゴマークなど、提案者を特定できる情報を入れないでください。

イ 見積書

- (ア)宛名は「神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン推進協議会会長」としてください。
- (イ)金額は税抜きとしてください。
- (ウ)商号、所在地、代表者(役職、氏名、代表者印)、発行(提出)日を記載してください。
- (エ)業務説明資料「4 業務内容」の(1)～(7)の各項目ごとに、作業内容および費用の内訳が明確に分かるよう記載してください。

(2) 提出部数 紙媒体：提案書10部、見積書1部

電子データ(PDF)：提案書1部、見積書1部

(3) 提出期限 令和8年5月11日(月)午後5時まで(必着)

(4) 提出方法 紙媒体：郵送又は持参

電子データ(PDF)：電子メール

(5) 提出先 紙媒体：神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン推進協議会事務局
〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センター4階
電子データ：5(4)と同じ

(6) その他

- ア 提案書提出後、事務局の判断により、補足資料の提出を求めることがあります。
- イ 提出された書類は、返却しません。

9 プロポーザルに関するヒアリング

(1) 実施日時 令和8年5月15日(金) 午後1時15分～午後5時(予定)

※時間等詳細については、別途お知らせします。

- (2) 実施場所 神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン推進協議会事務局
〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センター4階
- (3) 出席者 総括責任者又は主担当者を含む3名以下としてください。
- (4) その他
 - ア 応募者が6者以上の場合、事前に書類審査を行い、上位5者までの提案事業者がヒアリングに進むことができますものとしします。
 - イ プレゼンテーションは提案書のみを用いて実施し、追加資料の持ち込みや配布は不可とします。

10 審議及び評価

(1) 評価委員会

名 称	令和8年度神奈川・横浜デスティネーションキャンペーンプロモーション業務委託に係るプロポーザル評価委員会
委 員 (予 定)	委員長 神奈川県文化スポーツ観光局観光課 観光プロモーション担当課長 委員 にぎわいスポーツ文化局観光MICE振興部観光MICE振興課担当課長 (公社)神奈川県観光協会 事業推進局長 (公財)横浜市観光協会 総務部長

※委員は変更になる場合があります。

(2) 評価基準

別紙「提案書評価基準」に基づき行います。

11 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。
- (2) 無効となるプロポーザル
 - ア 虚偽の内容が記載されているもの
 - イ 本案件に関して評価委員会委員との接触があった者
 - ウ ヒアリングに出席しなかった者
- (3) 特定・非特定の通知
提案書を提出した者のうち、受託者として特定された者及び特定されなかった者に対して、その旨をヒアリング実施日から2週間以内に書面により通知します。
- (4) 提案書の取扱い
提出された提案書は、当該業務委託の受託者の特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (5) 業務委託契約について
特定された者とは、後日、事務局の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (6) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (7) 参加意向申出書の提出期限以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、本件に関する手続の参加資格を失うものとしします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

12 スケジュール

- 令和8年4月28日(火) 参加意向申出書締切、質問受付締切
- 令和8年5月1日(金) 質問回答
- 令和8年5月11日(月) 提案書提出締切
- 令和8年5月15日(金) ヒアリング・評価委員会

企 画 提 案 書

【業務の名称】 令和8年度神奈川・横浜デスティネーションキャンペーンプロモーション業務

標記の業務について、企画提案書を提出いたします。

令和8年 月 日

神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン推進協議会会長 殿

(提案者) 所在地
法人名
代表者 (職・氏名)

(担当者連絡先)

所属 :

役職名 :

氏名 :

電話番号 :

メールアドレス :

(責任者連絡先)

所属 :

役職名 :

氏名 :

電話番号 :

メールアドレス :

団体・会社概要書

令和8年 月 日現在

所在地	本社等	
	本業務を受託する支社等 (上記と異なる場合に記載)	
創設年・開設年		
資本金等		
前期年間売上		
常勤従業員数	名	
本事業に関連する実働可能なスタッフ数	(個別に実務経験年数を記載すること。)	
業務内容	(本委託業務に関連する業務内容は特記してください。)	
その他特記事項		